

矢板南産業団地分譲の御案内

1 分譲対象の街区

- 12 街区（随時分譲中）

分譲面積：4,725.65 m²（有効面積：約 3,290 m²） 分譲単価：10,400 円/m²

- 14 街区（随時分譲中）

分譲面積：9,525.90 m²（有効面積：約 8,400 m²） 分譲単価：10,400 円/m²

2 対象業種

地域経済の活性化に寄与する、用途地域（12 街区：工業地域、14 街区：工業専用地域）に立地可能な製造業等。

3 応募資格

応募する方（申込者）は、事業を営むための工場等を建設しようとする方で、原則として次に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 土地売買契約締結から3年以内に自ら工場等を建設し、操業を開始することができる企業であること。
- (2) 工場等の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する企業であること。
- (3) 工場等の建設及び経営に係る事業計画及び資金計画が適切であること。
- (4) 代表者及び役員等に暴力団又は暴力団関係者がいないこと、若しくは暴力団と密接な関係がないこと。

4 申込方法

申込者は、次の書類に必要事項を記入し必要書類を添えて、正本1部及び副本（写し）1部を栃木県企業局地域整備課まで提出してください。

- (1) 産業用地買受申込書
- (2) 企業概要書
- (3) 建設計画概要書
- (4) 定款（原本証明添付）
- (5) 現在事項全部証明書
- (6) 会社概要
- (7) 直近3期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
- (8) その他栃木県が必要と認める書類

5 分譲企業の選定方法

- (1) 選定方法

申込者から提出された産業用地買受申込書により、事業計画等の審査・ヒアリングを

行い、「矢板南産業団地企業誘導検討委員会」の評価・審議を経て、分譲企業（譲受人）を選定します。（選定結果については、別途連絡します。）

なお、選定の経過等に関する問い合わせ及び異議等には、一切応じません。

(2) 主な評価項目

- ◇ 地域経済の発展への寄与及び県内既存産業への波及効果が期待できる企業であること。
- ◇ 県の中小企業等の振興施策に則した事業を営む企業であること。
- ◇ 経営内容が健全で、安定性、発展性があり、かつ雇用が見込まれる企業であること。
- ◇ 公害防止のための対策が確立され、地域環境との調和が図れる企業であること。
- ◇ 付加価値が高く、生産性の高い企業であること。

6 分譲までのスケジュール

分譲までのスケジュール（目安）は次のとおりです。

- (1) 申込受付期間 随時受付中
- (2) 申込者の審査等 ヒアリング等を実施しますので、審査期間は1ヶ月程度を予定しています。
- (3) 分譲企業内定 審査結果について、書面で通知します。
- (4) 売買契約締結、売買代金の支払い、土地の引渡し

7 その他

- ◇ 売買契約に伴う諸経費は、譲受人の負担となります。
- ◇ 所有権移転登記を申請する際に、所有権を移転した日から10年を期間とする買戻特約の登記を行います。
- ◇ 所有権移転後10年間は、土地の目的外使用の禁止や転売等について制限があります。
- ◇ 売買契約の内容に違反するなど、栃木県企業局が必要と認めたときは、契約を解除することがあります。

8 お問い合わせ

栃木県企業局地域整備課企業誘導班

住 所 〒320-0031 栃木県宇都宮市戸祭元町1番25号

電 話 028-623-3818

F A X 028-623-3826

メール kigyoyudo@pref.tochigi.lg.jp